

長野県原産地呼称管理制度「認定米販売事業者」認定要領

(目的)

第1 この要領は、長野県原産地呼称管理制度「米」(以下、「認定米」という。)の認知度向上及び販売促進、ブランド化を図るため、認定米を取扱う販売事業者の適正な運用について定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、「認定米」とは、長野県原産地呼称管理制度「認定米」認定要領(以下「認定要領」という。)に適合した精米をいう。

2 この要領において、「認定米販売事業者」とは、長野県原産地呼称管理委員会米委員会(以下「米委員会」という。)が認定米を販売することができる事業者として認定した業者をいう。

(認定米販売事業者基準)

第3 認定米販売事業者の認定基準(以下「販売事業者基準」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)第47条の規定による届出事業者であること。
- (2) 認定米の精米基準に適合するとう精技術及び設備等を有すること。
- (3) 認定米の品質を保つ保管施設を有していること。
- (4) 認定米の入荷から販売までの間において、認定米以外の米が混入しないよう工程等が整備されていること。
- (5) 第10の規定により認定を取り消された者においては、取消日から1年を経過している者であること。

(申請及び審査)

第4 認定米販売事業者の認定を受けようとする者は、米委員会が別に定める期日までに長野県原産地呼称管理制度「認定米販売事業者」認定申請書(様式1)を米委員会委員長に1部提出するものとする。

- 2 米委員会は1により提出された申請書について書類審査及びとう精技術審査を行うものとする。ただし、1の申請書を提出した者(以下「申請者」という。)が米委員会において別に定める精米の品質・管理システムを構築している事業者であるときは、とう精技術審査を免除するものとする。
- 3 米委員会は申請書記載事項の確認のため、申請者に対し必要に応じて現地調査を行うことができる。
- 4 とう精技術審査において、当該審査を受けようとする者は、米委員会が指定する審査用の玄米をとう精し、米委員会委員長に精米を提出するものとする。

(認定)

- 第5 米委員会は第4の審査に基づき、認定米販売事業者の認定の可否を決定する。
- 2 米委員会は審査の結果を申請者に通知するものとする。
 - 3 米委員会は認定米販売事業者に対して、長野県原産地呼称管理制度「認定米販売事業者」認定書（様式2）を交付するものとする。

(登録及び公表)

- 第6 米委員会は認定米販売事業者登録台帳を作成し、保管するものとする。
- 2 米委員会は認定米販売事業者について名称及び所在地等事業者情報の一覧を作成し、公表するものとする。

(認定米販売事業者の責務等)

- 第7 認定米販売事業者は次に掲げる責務を有する。
- (1) 認定要領及び関係法令等を遵守すること。
 - (2) 長野県原産地呼称管理制度の運営に協力し、認定米のPRに積極的に取り組むこと。
 - (3) 第4の3の規定に基づく立入調査が行われる場合は、これに協力すること。
 - (4) 米委員会の指定する認定米に関する研修会を受講すること。
 - (5) 販売する認定米の品質の劣化等が生じた場合は、認定米としての販売を自粛すること。
- 2 認定米販売事業者は、認定米の販売が終了してから15日以内に長野県原産地呼称管理制度「認定米」販売実績報告書（様式3）を米委員会委員長に1部提出するものとする。
- 3 認定米販売事業者は、認定米の入荷数量及び販売数量等の管理記録及び当該管理記録の根拠となる書類を整備するとともに、認定米が入荷してから起算して3年間保存しなければならない。

(認定米の変更承認)

- 第8 認定米販売事業者は、認定後に申請書記載事項の中で米の品質に異郷のある設備及び工程等に変更があったときは、速やかに長野県原産地呼称管理制度「認定米販売事業者」変更申請書（様式4）を米委員会委員長に1部提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 米委員会は前項の変更申請書を受理し内容を審査の上、必要と判断する場合は、申請書記載事項の確認のため米委員会はどう精技術審査及び第4の3の規定による立入調査等を行うことができる。
 - 3 米委員会は、2の審査の結果を認定米販売事業者に通知するものとする。
 - 4 認定米販売事業者は、1に規定する内容以外の変更があったときは、遅滞なく長野県原産地呼称管理制度「認定米販売事業者」変更申請書（様式4）を米委員会委員長に1部提出するものとする。

(認定の辞退)

- 第9 認定米販売事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、長野県原産地呼称管理制度「認定米販売事業者」辞退申請書（様式5）を速やかに米委員会委員長に1部提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 認定米販売事業者自らが認定を辞退しようとするとき。
- (2) 認定米販売事業者が廃業又は認定米の販売を停止したとき。

(改善指導及び認定の取消)

第 10 米委員会は、認定米販売事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、調査を行った上で改善指導等を行うものとする。

- (1) 認定米販売事業者基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) 認定米販売事業者の責務に反する行為があったとき。
- (3) 認定申請や管理記録等に虚偽の記載があったとき。
- (4) 当該認定米以外の米と混合して販売したとき。

2 米委員会は、認定米販売事業者が前項の改善指導等に従わなかったときは、認定を取り消すことができる。

3 米委員会は、認定米販売事業者が関係法令等の規程に違反し、法令等に基づく処分又は指示を受けたときは、認定を取り消すことができる。

(公表)

第 11 米委員会は、第 10 による認定の取消を行った認定米販売事業者の氏名（法人等の場合は名称）及びその理由を公表することができる。

附則

(施行期日)

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。